

# 久喜市開発行為等指導要綱

久 喜 市

平成26年4月1日改正

## 目 次

第1章	総則	1
1	目 的	
2	用語の定義	
3	適用範囲	2
4	事前協議	
5	意見調整及び補償	3
6	都市計画事業に対する協力	
7	福祉環境の整備	
第2章	公共施設	
1	道 路	
2	公園又は緑地	
3	緑 化	4
4	排水処理	
5	河川・水路	5
6	雨水流出抑制施設	
7	上水道	6
8	消防水利等	
9	ごみ集積所	
第3章	公益施設	
1	教育及び福祉施設	
2	集会所等	7
第4章	一般事項	
1	宅地等造成	8
2	工作物等の設置	
3	中高層建築物	
<del>4</del>	<del>集合住宅建築物</del>	<del>9</del>
5	駐車場及び駐輪場	

6	消防及び保安施設	
7	農地	
8	環境の保全	・・・・・・・・・・ 10
9	文化財の保護	
10	検査	
11	公共・公益施設の帰属	
12	公共・公益施設の移管	
第5章	その他	・・・・・・・・・・ 11
1	その他	
別表	開発行為手続フロー	・・・・・・・・・・ 12
様式第1号	開発行為等事前協議申請書	・・・・・・・・・・ 13
様式第2号	公共施設検査願	・・・・・・・・・・ 15
様式第3号	公共施設引渡申請書	・・・・・・・・・・ 16
久喜市	開発行為等指導要綱細則	・・・・・・・・・・ 17
1	目的	
2	道路の名称	
3	道路の配置及び構造等	
4	公園及び緑地の設置	・・・・・・・・・・ 18
5	環境基準等	・・・・・・・・・・ 20
6	ごみ集積所等の設置	
7	通学路に関する協議	・・・・・・・・・・ 21
8	雨水流出抑制施設	
9	その他	・・・・・・・・・・ 22
別表第1	標準的な道路組成	・・・・・・・・・・ 23
別表第2	緑化	・・・・・・・・・・ 24
別表第3	雨水流出抑制施設の設計基準	・・・・・・・・・・ 25

# 久喜市開発行為等指導要綱

平成22年3月23日

告示第218号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 公共施設（第8条—第16条）
- 第3章 公益施設（第17条・第18条）
- 第4章 一般事項（第19条—第30条）
- 第5章 その他（第31条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この告示は、久喜市における無秩序な開発行為等を防止し、自然の保全と均衡ある発展をめざす市政の基本方針に基づき、宅地開発及び中高層建築物等の建築を行う皆さんに都市づくりの基本理念への理解と、公共施設の整備等に関する特別の協力を要請し、もって「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市」を建設することを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画又は形質の変更をいう。
- （2） 建築行為 開発行為に該当しない建築物の新築、増築及び改築又は用途の変更をいう。
- （3） 開発区域 開発行為又は建築行為（以下「開発行為等」という。）を施工する区域をいう。
- （4） 開発者 次条に規定する行為を行う事業者をいう。
- （5） 公共施設 道路、公園、緑地、下水道、河川、水路、上水道、消防水利、ごみ集積所等の施設をいう。
- （6） 公益施設 教育、福祉施設、医療その他居住者及び近隣住民の共同の福祉、利便のために供する施設をいう。
- （7） 中高層建築物（次のいずれかに該当するものをいう。）

ア 第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内は、軒高7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物

イ 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域又は近隣商業地域内は、高さが10メートルを超える建築物

ウ 用途地域の指定のない区域（容積率が10分の10又は10分の20の区域に限る。）は、高さが10メートルを超える建築物

(8) 集合住宅建築物 共同住宅及び長屋住宅（事務所、店舗、その他これらに類する用途を併用するもの。以下同じ。）をいう。

(9) ワンルーム住戸 1住戸の床面積（ベランダ、バルコニー、パイプシャフト等を除く。）が25平方メートル未満の住戸又は住室をいう。

(10) 新設改良の計画のある道路 市において既に予算化又は建設事業に着手している道路をいう。

（適用範囲）

第3条 この告示の規定は、原則として次に掲げるものについて適用するものとする。

(1) 敷地面積500平方メートル以上の開発行為等をするとき。ただし、自己用の専用住宅の開発行為等及び公的機関の公共的事業等として行う建築行為を除く。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（事前協議）

第4条 開発者は、開発行為等事業の施行に当たっては、事業予定地周辺の調査を行い、公共施設の設計、管理及び費用負担その他必要事項について、開発行為等事前協議申請書（様式第1号）により市長と事前に協議し、審査を受けるものとする。

2 開発者は、開発行為等事前協議申請前に次に掲げる者に対し、事業計画の内容を説明し、協議しなければならない。また市長が必要と認めるときは、その協議内容を開発行為等事前協議申請書に添付しなければならない。

(1) 付近住民

(2) 開発行為等に関連する公共施設等の管理者

(3) その他市長が必要と認める者

3 事前協議の流れについては、別表開発行為手続フローによるものとする。

4 前項の規定は、事業計画を変更した場合について準用するものとする。ただし、軽微な変更で市長が認めた場合は、この限りでない。

(意見調整及び補償)

第5条 開発者は、開発行為の計画に係る工事について、事前に付近住民の意見を調整するとともに、その理解を得るよう努めるものとする。

2 事業により生じた損害は、開発者がその補償の責任を負うものとする。

(都市計画事業に対する協力)

第6条 開発者は、開発行為等の計画に当たっては、市長が別に定める方針を尊重するとともに、地区計画等都市計画法（昭和43年法律第100号）上の制限を遵守するものとする。

(福祉環境の整備)

第7条 開発者は、障害者及び高齢者が安全に利用できるよう、施設や建築物等の整備に努めるものとする。

2 開発者は、生活関連施設（病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、銀行その他不特定かつ多数の者の利用に供する建築物、公共交通機関の施設、公園及び道路をいう。）を含む開発行為等を行う場合、埼玉県福祉のまちづくり条例（平成7年埼玉県条例第11号）及び埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成20年埼玉県条例第42号）を遵守するものとする。

3 詳細は、関係各課と開発行為等事前協議申請前に協議を行うものとする。

## 第2章 公共施設

(道路)

第8条 開発者は、開発区域内に市の施行する都市計画決定された道路又は新設改良の計画のある道路がある場合には、道路計画に開発計画を適合させるものとする。

2 その他道路計画は、市長が別に定めるところによるものとする。

3 開発者は、開発区域内に築造した通り抜け道路を原則として市に帰属するものとする。

4 詳細は、関係機関と協議を行うものとする。

(公園又は緑地)

第9条 開発行為の面積が3,000平方メートル以上の開発行為をしようとする者は、次に掲げる規定に基づき、公園又は緑地を設置するものとする。

(1) 公園又は緑地の位置は、災害防止及び避難活動に適するように配置するこ

と。なお、詳細は、久喜市開發行爲等指導要綱細則（平成22年久喜市告示第219号。以下「要綱細則」という。）によること。

(2) 設置される公園又は緑地は、完成検査後、原則としてその用地及び施設は開発者が維持管理すること。

(3) 詳細は、担当課と協議を行うこと。

(緑化)

第10条 開発者は、この告示に定めるもののほか、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）に基づき、開発区域内の緑化推進を積極的に図るため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 接道部などに境界塀を設置する場合は、緑化推進のため、樹木による生け垣とするよう努めるものとする。

(2) 開発者は、久喜市なし赤星病防止条例（平成22年久喜市条例第158号）の規定に基づき、びやくしん類の植栽はしないものとする。

(排水処理)

第11条 開発者は、都市の健全な発展と公衆衛生の向上や公共水域の水質保全など、生活環境の快適性、安全性を確保するため、公共下水道処理区域内において開發行爲等を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 排水（汚水及び雑排水をいう。以下同じ。）の処理経路は、開発区域内から放流先まで、原則として管渠により施工すること。

(2) 排水は、市の公共下水道管に接続し、市の技術基準に基づき、久喜市下水道排水設備指定工事店規則（平成22年久喜市規則第217号）に規定する指定工事店により施工すること。

(3) 公道又は開発による道路を市に帰属するもののうち、市の計画に基づき、下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定により、下水道管を布設したときは、市に無償譲渡すること。

(4) 大規模な宅地造成で、開発者の負担により管路・処理施設を建設した場合は、当該区域が市の公共下水道管に接続可能になるまでの間、その維持管理を行うこと。

(5) その他については、下水道法及び久喜市下水道条例（平成22年久喜市条例第213号）によること。

(6) 技術基準、久喜市下水道排水設備指定工事店、分流・合流の排水区分、受益者負担金等は、担当課と協議を行うこと。

2 農業集落排水処理区域内で開発を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 集落排水管接続の可否について、担当課と協議を行うこと。
- (2) 協議の結果、接続が可となった場合、その接続方法は、久喜市農業集落排水処理施設条例（平成22年久喜市条例第159号）、久喜市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成22年久喜市規則第151号）及び久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例（平成22年久喜市条例第160号）によること。
- (3) 協議の結果、接続が不可となった場合、次項の規定を準用する。

3 前2項以外の区域については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 排水処理については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に定める浄化槽を設置し、適正に維持管理することとし、排水の放流先については、関係機関の承認を得ること。
- (2) 詳細は、担当課と協議を行うこと。

（河川・水路）

第12条 開発者は、河川及び水路の適切な機能の維持や安全性の確保、及び水辺環境の保全を図るため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 開発者は、開発区域に接する河川及び水路の整備並びに境界の防護用施設の設定について、河川管理者と協議を行うこと。
- (2) 開発区域から離れた水路に排水を放流する場合、開発区域から排水可能地点までは、開発者の負担において整備すること。
- (3) 詳細は、道路管理者及び河川管理者と協議を行うこと。

（雨水流出抑制施設）

第13条 開発者は、保水、遊水機能の減少等を考慮し、水害の防止を図るため、次に掲げる事項に基づき、貯留又は浸透による雨水流出抑制施設を設置するものとする。

- (1) 開発者は、開発行為等により開発区域及び開発区域周辺並びに下流地域に対し、溢水等による被害が生じるおそれがある場合には、流末となる河川の状況を勘案して、流出量調整のため、原則として調整池の設置及び放流先施設の改修を行うこと。
- (2) 開発区域内の雨水は、浸透枳等を使用し、敷地内処理すること。また、車両の通行量が少ない場所を舗装するときは、透水性舗装で施工し、雨水の流出



を避けること。

- (3) 詳細は、要綱細則に定めるもののほか、機能保全、防災対策、維持管理等について、管理担当課と協議を行うこと。

(上水道)

第14条 開発者は、日常生活、業務を営む上で必要不可欠な水道水の安定供給を図るため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 給水装置工事等の施工は、久喜市水道指定給水装置工事事業者規程（平成22年久喜市水道企業管理規程第13号）に規定する指定工事業者により施工すること。
- (2) 配水管を布設して、寄附しようとするものは、久喜市地域開発に伴う配水管の寄附採納に関する規程（平成22年久喜市水道企業管理規程第20号）により申し出ること。
- (3) 専用水道の布設工事をしようとする者は、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく申請等を久喜市専用水道事務取扱規則（平成22年久喜市規則第220号）により行うこと。
- (4) 簡易専用水道を設置しようとする者は、久喜市簡易専用水道管理指導要綱（平成22年久喜市告示第143号）により届け出ること。
- (5) 詳細は、担当部署と協議を行うこと。

(消防水利等)

第15条 開発者は、開発区域内の消防水利等について、市長が別に定めるところに基づき、関係機関と協議を行うものとする。

(ごみ集積所)

第16条 開発者は、資源回収ごみ収集方法及び住民の居住環境を考慮し、ごみ集積所を開発者の負担において設置し、原則としてその用地も含め市に帰属するものとする。なお、詳細は、要綱細則によるもののほか、関係機関と協議を行うこと。

### 第3章 公益施設

(教育及び福祉施設)

第17条 教育及び福祉施設の整備については、次に掲げる事項に基づき、実施するものとする。

- (1) 計画戸数3,000戸以上の住宅地の開発行為等をしようとする者は、原則として次の教育施設用地等を確保し、市に提供すること。

ア 小学校用地 25,000平方メートル

イ 中学校用地 30,000平方メートル

ウ 小学校1校を整備する。

(2) 開発区域内の小・中学校校舎及びこれに伴う付帯施設の建築及び校地の位置、面積は、教育委員会と協議を行うこと。

(3) その他開発区域内に、公民館、保育所等教育及び福祉施設を、市長が必要と認めた場合は、開発者は、その用地を市に提供すること。

(4) 開発区域内において、久喜市保育の実施に関する条例（平成22年久喜市条例第120号）第2条に規定する保育に欠ける児童が相当数になるため、市長が保育所を設置する必要があると認めるときは、開発者は、その用地を市に提供すること。

(集会所等)

第18条 集会所等の設置は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 開発者は、住宅の建築を目的とするときは、次の表の左欄に掲げる住宅の戸数に応じ、同表の中欄に掲げる床面積を標準として、集会所を設置すること。

住宅の戸数 (戸)	集会所の床面積 (m <sup>2</sup> )	箇所
40以上150未満	30以上	1
150以上300未満	70以上	1
300以上600未満	100以上	※
600以上	※	※

※は、別途協議

(2) 開発者は、集会所の敷地を、原則として市に寄附すること。また建物は、原則として開発者の所有とすること。

(3) 集会所の管理は、原則として開発者が行うこと。

(4) 第1号に定めるもののほか、市長が特に開発区域を含んだ地域に集会所施設の設置を必要とするときは、開発者は用地の提供について、市長と協議を行うこと。

(5) 詳細は、関係各課と協議を行うこと。

#### 第4章 一般事項

##### (宅地等造成)

第19条 宅地等の造成については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 低地等の埋立造成を行おうとする場合は、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成22年久喜市条例第177号)によるものとし、詳細は、担当課と協議を行うこと。
- (2) 宅地等を造成する場合、付近住民に影響を及ぼすおそれがあり、前号によりがたいと市長が認めたときは、関係各課と協議を行うこと。
- (3) 宅地等造成後の1区画の面積は、120平方メートル以上確保するよう努めること。
- (4) 軟弱地盤に対しては、地質調査を実施し、必要な措置を講じること。

##### (工作物等の設置)

第20条 ブロック塀等の設置は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 開発者は、ブロック塀等を設置する場合は、第三者に被害を及ぼさないよう、倒壊等を防止する構造とすること。
- (2) 開発者は、埋立て、切崩し等による土留め壁を設置する場合は、地滑り、側土圧・地盤沈下等による倒壊、崩壊等を起こさないような構造とすること。
- (3) 開発者は、かき、さく等を設置するに当たり、地区計画が定められている場合は、その計画に適合させること。

##### (中高層建築物)

第21条 開発者は、中高層建築物の建築について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 久喜市中高層建築物の建築に係る紛争の防止に関する要綱(平成26年久喜市告示第137号)
- (2) 付近住民にテレビジョン等に係る電波の受信障害が生じるおそれがあるときは、事前に調査を行い必要な措置を講ずること。
- (3) 電波の受信障害が生じることとなる場合は、受信障害を受ける地域住民と事前に協議し、開発者の負担により、受信機の出力向上、共同受信施設の設置等を行うとともに、その維持管理について必要な事項を関係者と取り決め、その内容を書面により開発行為等事前協議申請書に添付すること。

なお、詳細は、担当課と協議を行うこと。

~~—(集合住宅建築物)—~~

~~第22条 開発者は、集合住宅を建築するときは、この告示で定めるもののほか、久喜市集合住宅建築物の建築に関する指導指針を遵守するものとする。なお、詳細は、担当課と協議を行うこと。~~

(駐車場及び駐輪場)

第23条 開発者は、最近の個人の自動車保有台数を鑑み、付近の道路に路上駐車を誘発させないように、開発区域内に計画戸数に応じた駐車施設を設けるものとする。

(1) 戸建住宅は、開発者の責任において区画割ごとに、最低1台以上の自動車駐車場を確保すること。

(2) 中高層建築物及び集合住宅建築物は、計画戸数以上の自動車駐車場を設けること。ただし、やむを得ない場合であっても、開発区域内に計画戸数の3割以上の自動車駐車場を設け、残りの台数については、開発区域外に確保すること。また、自転車等は、計画戸数に最低2台以上乗じた台数の駐輪場を確保すること。ただし、ワンルーム住戸にあつては、計画戸数以上の台数の駐輪場を確保すること。

(3) 前2号以外の建築物は、事業計画に基づき、付近住民に迷惑を及ぼさない台数の自動車駐車場及び駐輪場を確保し、道路に交通障害が生じないようにするとともに、必要に応じて植樹、柵、ブロック塀等を周りに設置すること。

2 駐車場を舗装する場合、原則として透水性舗装とし、また浸透柵等を使用するなど、雨水は敷地内処理するものとする。

(消防及び保安施設)

第24条 開発者は、開発区域内に、消防分署、警察派出所等の保安施設を設置する必要があると市長が認めた場合は、その用地を市に無償譲渡するものとする。

2 開発者は、開発区域内の交通安全施設（道路照明灯・防犯灯・カーブミラー等をいう。）の設置及び維持管理について、担当課と協議を行うものとする。

(農地)

第25条 開発者は、農地を宅地化することによって、隣接農地の用排水に影響を及ぼすおそれがある場合、用排水の付け替え、拡幅等について、関係各課及び用排水路管理者等と協議を行うものとする。

2 開発者は、農地を埋立てする場合は、隣接農地の保護に関し、農業委員会と協議を行うものとする。

(環境の保全)

第26条 開発者は、工事中の騒音、振動、道路汚染、道路渋滞等について、近隣住民に被害を及ぼすことのないよう、事前に関係機関と協議の上、対策を講じるものとする。なお、詳細については要綱細則によること。

(文化財の保護)

第27条 開発者は、開発区域内に指定文化財又は埋蔵文化財がある場合は、あらかじめ教育委員会と協議し、その指示に従うこと。また、工事施行中に埋蔵文化財を発見したときは、工事を中止するとともに、直ちに教育委員会と協議し、その指示に従うものとする。

(検査)

第28条 開発者は、市に帰属又は提供する施設等を含む開発を行う場合、竣工後に、公共施設検査願(様式第2号)により完了検査を受けるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めた場合、竣工前においても検査をすることができる。
- 3 前2項に規定する手続は、事業者が都市計画法に基づく開発許可後、工事完了(中間)検査に該当する場合は、当該法律等の規定による手続をもってこれに代えることができるものとする。

(公共・公益施設の帰属)

第29条 開発者は、公共施設を市に帰属するときは、公共施設引渡申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 公共施設の引継ぎは、市が行う開発の完了検査に合格した旨の公告のあった日から1月以内に行うものとする。

(公共・公益施設の移管)

第30条 市と開発者との協議に基づき引き継ぐことを定めた施設は、引継後1年間は、開発者の責任において管理するものとする。なお、引継ぎの期限は、市長が定め、引継後2年間は、開発者の責めに帰すべき事由により開発区域及びその周辺に被害が生じたときは、開発者の責任において補修するものとする。

- 2 開発者は、将来、自治会等に移管する公共施設等があるときは、自治会等の書面による承諾を得ることを確約するものとする。

## 第5章 その他

(その他)

第31条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市開発指導要綱（平成8年久喜市長決裁）、菖蒲町開発行為等指導要綱（平成20年菖蒲町告示第11号）、栗橋町開発行為等指導要綱（平成6年栗橋町長決裁）、鷺宮町開発行為等指導要綱（平成10年鷺宮町告示第11号）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定により既に協議済又は協議中の事項については、なお合併前の告示の例による。

附 則

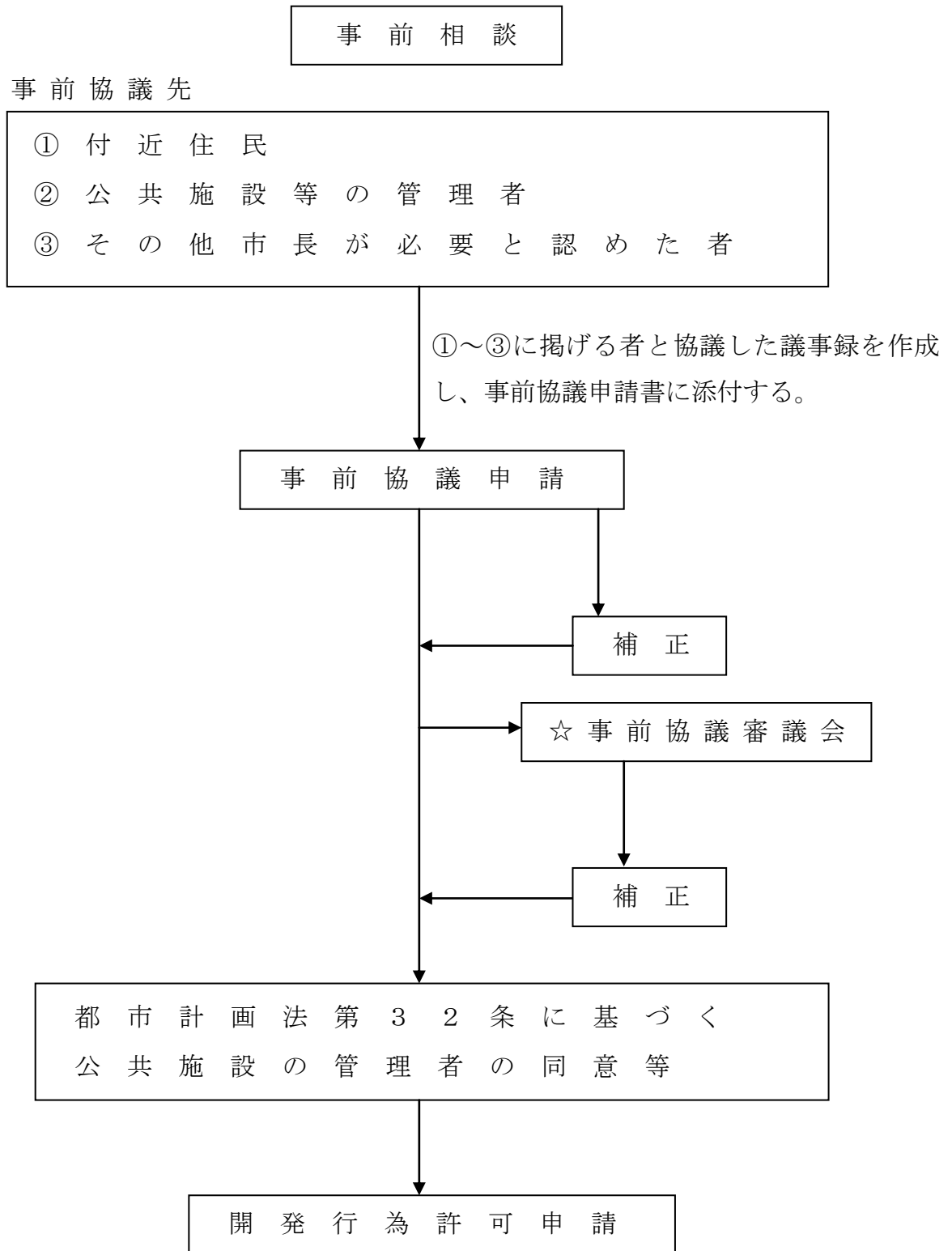
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

開発行為手続フロー



☆市長が必要と認めた場合

様式第1号（第4条関係）

開発行為等事前協議申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
電話番号

久喜市開発行為等指導要綱第4条の規定に基づき、開発行為等について事前に審査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施行地区の名称	久喜市		
施行地区の面積	(宅地 m <sup>2</sup> 、農地 m <sup>2</sup> 、その他 m <sup>2</sup> ) 計 m <sup>2</sup>		
市街化区域 ・市街化調整区域		用途地域等	
工事設計者	住所 氏名 電話番号 (担当者)		
工事施工者	住所 氏名 電話番号		
計画の概要	敷地の区画数	区画	擁壁 (種類 )
	(盛土・切土)	有・無	処分先等

新たに開発される土地利用計画について

種 別	有効用地	道路	公園、緑地	遊水地	水路	その他	計
面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
比 率	%	%	%	%	%	%	%



開発行為等に伴う予定建築物説明書

予定建築物等の用途	(分譲、賃貸) 住宅、店舗 ( )、その他 ( )			
建ぺい率	%	容積率	%	
最高の高さ	m	最高の軒高	m	
計画戸数	戸	計画人口	人	
棟数・階数	棟 階	構 造		
	計画部分	計画以外の部分	合 計	
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
概要	道路	接続先道路	市道 m、県道 m、その他 m	
		区域内道路	幅員 m、延長 m	
	排水	汚水	集会場 (有・無)	
		雑排水		m <sup>2</sup>
		雨水	ごみ集積所	箇所 m <sup>2</sup>
	上水道	公営水道	簡易水道	
	消防水利	有 (防火水槽 トン 基、消火栓 基)、無		
	駐車場	有 ( 台 m <sup>2</sup> )、自転車置場 m <sup>2</sup>		
	その他			
着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
参考事項				

○必要書類：位置図（都市計画図）、委任状、案内図（住宅地図等）、公図の写し、地積測量図（縮尺1/200～1/300）、現況図（縮尺1/200～1/300）、土地利用計画図（縮尺1/200～1/300）、造成計画図（縮尺1/200～1/300）、建物平面図（縮尺1/100）、建物立面図（縮尺1/100）、給排水等設備計画図（縮尺1/200～1/300）、雨水処理計算書、議事録、ごみ集積所求積図、その他市長が必要と認めるもの

(注)・申請書は、正本1部、副本24部を提出してください。

- ・必要書類のうち、造成計画図及び給排水等設備計画図は、土地利用計画図に併記しても差し支えありません。
- ・土地利用計画図には、開発区域が接する道路の市道番号、認定幅員、現況幅員及び建築基準法の扱いを記入してください。

様式第2号 (第28条関係)

公共施設検査願

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

申請者 氏 名 ⑩

電話番号

このことについて、久喜市開発行為等指導要綱第28条の規定により、帰属の伴う下記公共施設の検査をお願いします。

記

1 開発許可年月日	年 月 日	第 号
2 希望検査年月日	年 月 日	
3 帰属の伴う公共施設 (必要箇所を記入し、他は抹消)		
道 路		
その他		
4 添付図面等		
設計図面、施工写真等		

様

上記公共施設について、年 月 日、検査の結果合格と認めます。

なお、速やかに、公共施設引渡申請をされますようお願いいたします。

年 月 日

久喜市長

印

様式第3号（第29条関係）

公 共 施 設 引 渡 申 請 書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

申請者 氏 名 ⑩

電話番号

このことについて、 年 月 日付で締結した公共施設の管理に関する協議書の  
定めに基づき、下記の公共施設を引き渡したく関係図書を添えて申請します。

なお、この引き渡しから1年間は公共施設の維持管理を行い、また、申請者の責めに帰すべき  
理由により被害が生じた場合、2年間は申請者において責任をもって補修等を行うことを申し添  
えます。

記

1 開発許可年月日	年 月 日 第 号
2 工事完了公告年月日	年 月 日
3 引渡しをする公共施設の種別（必要箇所を記入し、他は抹消）	
道 路 ごみ集積所 そ の 他	
4 添付図書 協議書写し、検査済証写し、登記承諾書、印鑑証明書、資格証明書、土地登記簿謄本、 案内図、公図写し、開発区域図、公共施設平面図、確定測量図、道路縦・横断面図、地 下埋設物の出来形図	

※ 登記承諾書、印鑑証明書及び資格証明書以外の図書は、正1部、副 部を添付してください。  
なお、所管課ごとに引き渡しを行いますので、登記承諾書については、 部提出してください。

様

上記公共施設について、申請書のとおり引継ぎを受けます。

なお、ごみ集積所の維持管理は、申請者（利用者）で行ってください。

年 月 日

久喜市長 ⑩

# 久喜市開発行為等指導要綱細則

平成22年3月23日

告示第219号

(目的)

第1条 この告示は、久喜市開発行為等指導要綱（平成22年久喜市告示第218号。以下「要綱」という。）の施行に当たり、開発行為等の手続に関し必要な事項を定めることにより、円滑な制度の運用を図ることを目的とする。

(道路の名称)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる道路の名称は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「幹線道路」とは、開発区域内の基幹となる道路で、直接又は取付道路に結んで、主として利用する接続先道路に連結する道路をいう。
- (2) 「主要な道路」とは、開発区域内の幹線道路と区画道路を結ぶ主要な機能を有する道路をいう。
- (3) 「区画道路」とは、開発区域内の街区を形成する道路で、前号に掲げるもの以外の道路をいう。
- (4) 「区域内道路」とは、幹線道路、主要な道路及び区画道路をいう。
- (5) 「取付道路」とは、開発区域又は区域内道路から接続先道路に取り付ける道路をいう。
- (6) 「接続先道路」とは、開発区域外に現に存する道路（都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条に規定する協議により施行する場合も含む。）で、開発区域が直接又は区域内道路若しくは取付道路が接続する道路をいう。

(道路の配置及び構造等)

第3条 道路の配置及び構造等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 区域内道路及び取付道路は、開発区域の規模、形状、予定建築物等の用途及び周辺の状態を勘案して、適正に配置すること。
- (2) 区域内道路及び取付道路並びに接続先道路は、原則として袋路状（P字型等道路も含む。）でなく、それぞれの道路に連結していること。ただし、開発区域内又は開発区域外における公共施設等の配置状況によって避難上及び車両の通行上支障のない場合は、この限りでない。
- (3) 道路の構造等は、道路構造令（昭和45年政令第320号）及びアスファルト舗

装要綱（社団法人日本道路協会発行）による。なお、標準的道路組成は、別表第1によること。

- (4) 道路の排水施設は、L型側溝、長尺U型側溝及びその他適切な排水溝を設け、道路を横断する箇所は横断暗渠とし、両側に集水柵を設置すること。排水施設の断面決定に当たっては、集水面積を勘案して定めるものとする。その他詳細については、道路管理者と協議を行うこと。
- (5) 道路の法敷には、崩壊防止施設を設置するとともに、転落防止等交通安全のための施設を設けること。この場合において、道路内には、電柱等交通の障害となる物件を設置してはならないこと及び道路が交差する箇所には、必要な隅切りを設置しなければならない。
- (6) 地下埋設物等の占用物件の取扱いに関しては、久喜市道路占用規則（平成22年久喜市規則第192号）を遵守すること。
- (7) 開発行為等の施工に伴う資材等の搬出入は、通学路等に十分配慮し、道路管理者及び教育委員会と協議を行うこと。

（公園及び緑地の設置）

第4条 公園及び緑地の設置は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 開発区域内に都市計画決定された公園がある場合は、その計画に基づき市長と協議のうえ、開発者の負担において施工すること。
- (2) 公園は、公道面に設置するものとし、開発区域内に居住することになる住民及び付近住民の利用しやすい場所とすること。
- (3) 開発区域内には、開発面積に応じ、市長と協議のうえ、公園、広場、緑地、子供の遊び場等（以下「公園等」という。）の用地を確保すること。なお、当該公園等の規模は、次の表のとおりとする。

公園等の規模の基準表

開発区域の面積	公園等の規模
0.3ha以上 1.0ha未満	1 開発面積の3%以上 ただし、最低100m <sup>2</sup> 以上
1.0ha以上 5.0ha未満	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 面積300m <sup>2</sup> 以上を1箇所以上

5.0ha以上 20.0ha未満	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 1箇所の面積300m <sup>2</sup> 以上のもの 3 面積1,000m <sup>2</sup> 以上を1箇所以上
20.0ha以上	1 公園等の合計面積が、開発面積の3%以上 2 1箇所の面積300m <sup>2</sup> 以上のもの 3 面積1,000m <sup>2</sup> 以上を2箇所以上

(4) 公園等には、植栽工事、遊具施設等を次により開発者の負担において整備し、また、維持管理を行うこと。

公園面積	遊 具 施 設 等
100m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	外柵、車止め、ベンチ、植栽、その他
300m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 未満で整備する施設 ブランコ、その他
600m <sup>2</sup> 以上	上記施設のほか、市長と別途協議した施設

ア 公園には、原則として2箇所以上の出入口を設けることとし、1箇所以上は、車椅子で通行できる出入口とすること。

イ 雨水等の排水が適切に排除できるよう、必要な施設を施すこと。

ウ 広場には、ほこり止めを施すこと。

エ 公園の位置、面積、利用状況等を勘案し、照明灯を設置すること。

オ 水飲み場、便所等は、市長と協議すること。

カ 公園内には、原則として公園施設以外の工作物等の施設を設置してはならない。

(5) 開発区域の造成に当たっては、自然の地勢、環境の保全及び緑地の確保に努めること。

(6) 緑地については、次に掲げるとおりとする。

ア 開発区域の面積がふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）に該当する場合は、埼玉県と協議を行うこと。

イ 開発区域の面積がア以外の場合は、開発面積の5パーセント以上の緑地を設置するものとし、別表第2により算出することとする。

ウ 戸建て分譲住宅のときは、各戸において宅地内緑化に努めること。

(7) 開発区域内に自然樹林地があるときは、建築物の配置を考慮する等、その保全に努めること。

(環境基準等)

第5条 環境基準等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 建設作業に伴う騒音は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定の基準に従うこと。

(2) 建設作業に伴う振動は、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定の基準に従うこと。

(3) 事業所等の開発に伴う排水による悪臭は、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)及び埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)に従うこと。

(4) 建設工事の施工に当たっては、近隣地域の事業所、隣接住民等に迷惑をかけないように努めること。

(5) 次のいずれかの条件を満たす駐車場においては、埼玉県生活環境保全条例(平成13年条例第57号)第41条に基づき、アイドリング・ストップを周知する看板を設置すること。

ア 収容能力が20台以上(二輪自動車、原動機付自転車は除く。)のもの

イ 駐車のために供する部分の面積が500㎡以上(二輪自動車、原動機付自転車を含む。)のもの。なお、上記の条件に該当しない場合であっても、可能な限り看板の設置又は表示をするよう努めるものとする。

(6) 建設工事の施工に当たっては、工事車両等のアイドリング・ストップに努めること。

(7) 一定規模以上の土地を形質変更する場合、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第4条の規定に基づき届出を行うこと。

(8) 詳細は、担当課と協議を行うこと。

(ごみ集積所等の設置)

第6条 次の各号に掲げるごみ集積所等の設置は、当該各号に定めるところによる。

(1) ごみ集積所

ア 住宅を建築する場合

(ア) 計画戸数が4戸以上の場合、原則としてごみ集積所を設置すること。

(イ) ごみ集積所の面積は、計画戸数×0.2平方メートル以上とすること。ただし、ワンルーム住戸の場合には、計画戸数×0.15平方メートル以上とする。

- (ウ) 前号に掲げる集積所の最低面積は、2平方メートルとすること。
- (エ) 集積所の位置は収集作業に支障のない道路際とするものとし、交差点から5メートル以上離れた位置としなければならない。
- (オ) 集積所が面する道路は、原則として、幅員が4メートル以上で通り抜けられるものとする。
- (カ) ごみ集積所の構造等は、原則として壁はブロック積み、床はコンクリート打ちとし、道路側に傾斜をつけること。また、鳥獣被害防止のため、ネットを取り付ける等環境衛生の確保に十分留意すること。

イ 住宅以外の建築物を建築する場合

- (ア) 排出される廃棄物は、開発者の責任において処理するものとする。なお、処理先は、事前に関係機関と協議を行うこと。
- (イ) 排出される廃棄物について、自己処理できない場合で、関係機関に処理を依頼するときは、事前に関係機関と協議を行うこと。

(2) 浄化槽汚泥について

- ア 浄化槽汚泥を開発者自ら処理する場合は、事前に関係機関に処理先を連絡すること。
- イ 浄化槽汚泥の処理を関係機関に依頼する場合は、事前に関係機関と協議を行うこと。

- (3) 開発者が建築物を第三者に売却する場合は、ごみ及び資源等の適正処理について、購入者に対し十分な説明を行うこと。

(通学路に関する協議)

第7条 開発行為等の施行に伴い、通学路の遮断、迂回を行う予定がある場合は、教育委員会と協議し、必要な措置を講じること。

(雨水流出抑制施設)

第8条 雨水流出抑制施設は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 雨水流出抑制施設の設計基準は、別表第3によること。ただし、開発面積が1ヘクタール以上の開発行為にあつては、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成18年埼玉県条例第20号）を遵守すること。
- (2) 調整池は、良好な維持管理を図るため、転落防止柵を設けなければならない。なお、地域の住民に調整池の役割を理解してもらうため、調整池周辺に看板等を設置すること。



(3) 調整池にポンプを設置した場合、開発者の責任において管理の主体及び方針を決定し、完了公告後も引き続き適正に管理をしていくこと。

(4) 調整池等の機能、構造等その他詳細は、管理担当課及び建設部都市計画課と協議を行うこと。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市開発指導要綱細則（平成8年久喜市長決裁）、菖蒲町開発行為等指導要綱細則（平成20年菖蒲町告示第

12号）、栗橋町開発行為等指導要綱細則（平成6年栗橋町長決裁）、鷺宮町開発行為等指導要綱細則（平成10年鷺宮町告示第12号）（以下これらを「合併前の要綱細則」という。）の規定により既に協議済又は協議中の事項については、なお合併前の告示の例による。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 標準的な道路組成（幅員4.0メートル以上6.0メートル以下）

切土及び現況地盤上につくる道路、盛土による道路

（ 厚 さ ）

表層（アスファルト舗装）	50mm
上層路盤 粒度調整碎石 M30-0	200mm
下層路盤 切込碎石 C40-0	200mm

切土面及び現況地盤、  
盛土（ズリ等碎石類）面

2 その他

- （1） 交通量が多いと予想される道路は、在来路床のCBR試験を実施した値によるか、または設計CBR3として舗装計画交通量に基づき舗装厚を決定すること。
- （2） 使用する材料については、日本工業規格または同等以上のものとする。
- （3） 軟弱地盤については、道路土工—軟弱地盤対策工指針（（社）日本道路協会）による、路床安定処理工法、置換工法の中から、現場条件、地域性及びコスト縮減等を考慮した上で、路床改良を行うこと。
- （4） 歩道や交通量の少ない道路は、極力透水性舗装とすること。
- （5） 詳細は、道路管理者と協議し、施工すること。

## 別表第2

(1) 緑化に当たっては、「緑化を要する面積」を算定し、この面積以上の緑化面積を確保すること。

$$\text{緑化を要する面積} = \text{開発面積} \times 5\%$$

(2) 緑化の方法は、樹木による植栽を基本とする。ただし、敷地等の状況によりこれが困難な場合は、壁面緑化、屋上緑化、地被植物、コケ類・多肉植物類1qも含むものとし、緑化面積の計算方法は次のとおりとする。

### ① 樹木

樹木による緑化については、以下の式によるものとする。

$$\text{緑化面積} \leq 18B + 10C + 4D + E$$

B：植栽時の樹木の高さが4.0m以上の樹木本数

C：植栽時の樹木の高さが2.5m以上4.0未満の樹木本数

D：植栽時の樹木の高さが1.0m以上2.5未満の樹木本数

E：植栽時の樹木の高さが1.0未満の樹木本数

### ② 芝その他の地被植物（地上部及び建築物上）

芝その他の地被植物の緑化については、以下の式によるものとする。

$$\text{緑化面積} = \text{植栽面積} \times 0.9$$

### ③ コケ類・多肉植物類（建築物上の緑化に限る）

建築物上へのコケ類・多肉植物類の緑化については、以下の式によるものとする。

$$\text{緑化面積} = \text{植栽面積} \times 0.9$$

### ④ ツル植物（建築物の外壁上の緑化に限る）

建築物上へのツル植物の緑化については、以下の式によるものとする。

#### i 補助資材が整備されている場合

$$\text{緑化面積} = \text{補助資材で被われている面積} \times 0.9$$

#### ii 補助資材がない場合

$$\text{緑化面積} = \text{水平投影長さ} \times 1\text{m} \times 0.9$$

(3) 緑化面積は、それぞれの緑化の方法によって緑化した面積を加算して算定すること。

なお、同一箇所に異なる緑化の方法を用いても重複して加算しないこと。

別表第3（第8条関係）

雨水流出抑制施設的设计基準

雨水排水流出抑制施設は、中川・綾瀬川流域整備計画に基づき、開発面積に応じて次に掲げる対策基準を満たす施設を設置しなければならない。

開発面積	対策基準
0.05ha以上1ha未満	500t/ha
1ha以上	700t/ha + 湛水量

※ただし、開発面積1ヘクタール未満の場合は、「2. 雨水排水流出抑制量の算定」により算出することができる。

1. 雨水排水流出抑制施設

(1) 雨水排水流出抑制施設は、浸透施設と貯留施設とする。

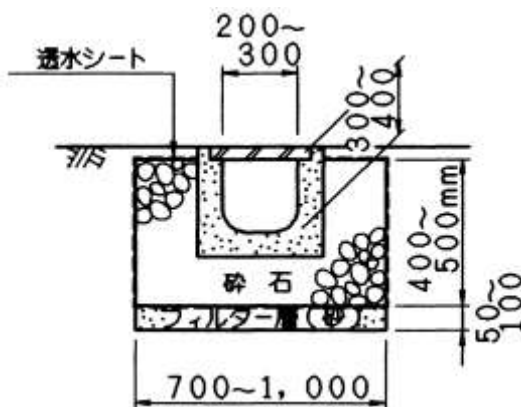
①浸透施設は、浸透枿、浸透管などを設置し、雨水を地下に浸透させることにより、流出抑制を行う施設である。

なお、浸透施設は地質や地下水位などの現場条件により、浸透能力が左右されるため、現場条件を考慮した施設とすること。

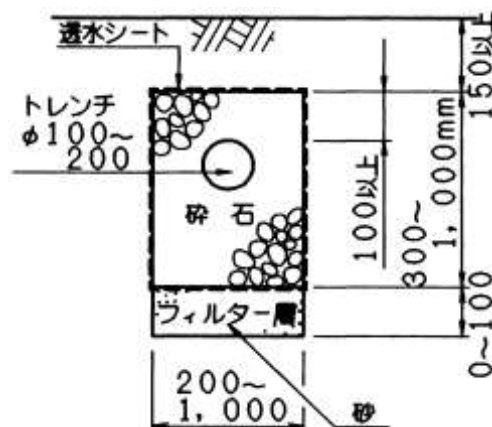
②貯留施設は、雨水を調整池などに一時貯留させ、流出時間を遅れさせることにより、流出抑制を行う施設である。

(ア) 浸透側溝及び浸透トレンチ

標準浸透側溝構造図

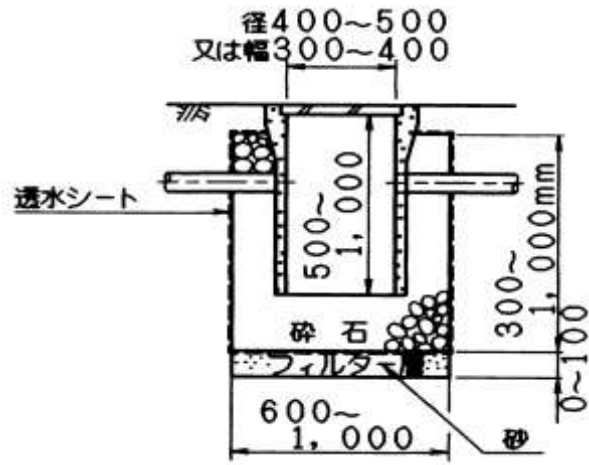


標準浸透トレンチ構造図



(イ) 浸透枺 (正方形、円筒)

標準浸透枺構造図

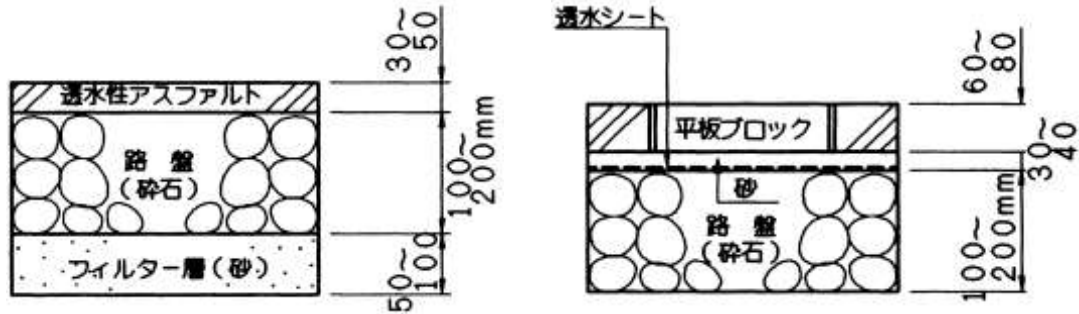


(ウ) 透水性舗装

標準透水性舗装断面図

(透水性アスファルトの場合)

(平板ブロックの場合)



2. 雨水排水流出抑制量の算定

(1) 処理すべき雨水量は、次の式により算定すること。

$$Q = C \times I \times A \times T$$

Q : 処理すべき雨水量 (m<sup>3</sup>)

C : 流出係数

開発区域内の土地利用形態	流出係数
屋 根	0.9
アスファルト舗装	0.8
透水性舗装	0.5
間 地	0.3
緑 地	0.2

I : 時間雨量 0.05 (m/h r)

A : 開発区域の土地利用形態別の各面積 (㎡)

T : 時間 1 (h r)

## (2) 浸透施設の選定

開発区域に設置する浸透施設については、次の表に掲げる各浸透施設の単位設計浸透量より施設の組み合わせ、規模（設計水頭、施設幅等）及び数量（長さ、個数及び面積）を選定すること。

単位設計浸透量（浸透側溝及びトレンチ）

（単位：m<sup>3</sup>/hr/m）

設計水頭 H (m)	飽和透水係数 $2.0 \times 10^{-3}$ (cm/sec)							
	施設幅 W (m)							
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6
0.3	0.12	0.14	0.16	0.17	0.19	0.21	0.23	0.24
0.4	0.14	0.16	0.18	0.19	0.21	0.23	0.25	0.26
0.5	0.16	0.18	0.20	0.21	0.23	0.25	0.27	0.28
0.6	0.18	0.20	0.22	0.23	0.25	0.27	0.29	0.30
0.7	0.20	0.22	0.24	0.25	0.27	0.29	0.31	0.32
0.8	0.22	0.24	0.26	0.27	0.29	0.31	0.33	0.34
0.9	0.24	0.26	0.28	0.29	0.31	0.33	0.35	0.36
1.0	0.26	0.28	0.30	0.31	0.33	0.35	0.37	0.38
1.1	0.28	0.30	0.32	0.33	0.35	0.37	0.39	0.40
1.2	0.30	0.32	0.34	0.35	0.37	0.39	0.41	0.42
1.3	0.32	0.34	0.36	0.37	0.39	0.41	0.43	0.44
1.4	0.34	0.36	0.38	0.39	0.41	0.43	0.45	0.46
1.5	0.36	0.38	0.40	0.41	0.43	0.45	0.47	0.48

備考

- 1 浸透側溝及びトレンチの設計水頭H及び施設幅Wとは、次の表に掲げる部分をいう。

施設	浸透側溝及び浸透トレンチ	
浸透面	側面及び底面	
模式図		
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m
	施設規模	幅約1.5m

単位設計浸透量（正方形樹）

（単位：m<sup>3</sup>/hr/個）

設計水頭 H (m)	飽和透水係数 $2.0 \times 10^{-3}$ (cm/sec)									
	施設幅 W (m)									
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0
0.3	0.07	0.14	0.21	0.27	0.34	0.45	0.55	0.65	0.75	0.87
0.4	0.09	0.17	0.25	0.32	0.40	0.52	0.62	0.73	0.85	0.97
0.5	0.11	0.20	0.29	0.38	0.47	0.58	0.70	0.81	0.94	1.07
0.6	0.14	0.23	0.33	0.43	0.53	0.65	0.77	0.90	1.03	1.17
0.7	0.16	0.27	0.38	0.49	0.59	0.71	0.84	0.98	1.12	1.27
0.8	0.18	0.30	0.42	0.54	0.66	0.78	0.92	1.06	1.21	1.37
0.9	0.21	0.34	0.47	0.60	0.73	0.84	0.99	1.15	1.31	1.47
1.0	0.24	0.38	0.52	0.66	0.80	0.91	1.07	1.23	1.40	1.57
1.1	0.27	0.42	0.57	0.72	0.87	0.94	1.14	1.31	1.49	1.67
1.2	0.30	0.46	0.62	0.78	0.94	1.04	1.22	1.40	1.58	1.77
1.3	0.33	0.50	0.67	0.85	1.02	1.10	1.29	1.48	1.67	1.87
1.4	0.36	0.55	0.73	0.91	1.09	1.17	1.36	1.56	1.77	1.97
1.5	0.40	0.59	0.78	0.98	1.17	1.23	1.44	1.65	1.86	2.07

備考

1 浸透樹（正方形）の設計水頭H及び施設幅Wとは、次の表に掲げる部分をいう。

施設		正方形樹	
浸透面		側面及び底面	
模式図			
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m	
	施設規模	幅 ≤ 1 m	1 m < 幅 ≤ 10 m

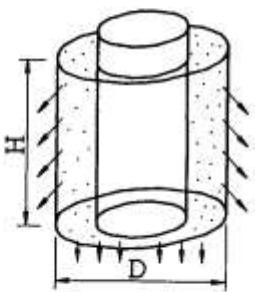


単位設計浸透量（円筒樹）

（単位： $m^3/hr/個$ ）

設計水頭 H (m)	飽和透水係数 $2.0 \times 10^{-3}$ (cm/sec)									
	施設直径 D (m)									
	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0
0.3	0.07	0.13	0.19	0.24	0.30	0.36	0.44	0.52	0.61	0.70
0.4	0.09	0.16	0.22	0.29	0.35	0.43	0.51	0.60	0.70	0.80
0.5	0.11	0.18	0.26	0.33	0.41	0.50	0.59	0.69	0.79	0.90
0.6	0.13	0.21	0.30	0.38	0.46	0.56	0.66	0.77	0.88	1.00
0.7	0.16	0.25	0.34	0.43	0.52	0.63	0.74	0.85	0.97	1.09
0.8	0.18	0.28	0.38	0.48	0.58	0.70	0.81	0.94	1.06	1.19
0.9	0.21	0.31	0.42	0.53	0.64	0.76	0.89	1.02	1.15	1.29
1.0	0.23	0.35	0.47	0.59	0.71	0.83	0.97	1.10	1.25	1.39
1.1	0.26	0.39	0.52	0.64	0.77	0.90	1.04	1.19	1.34	1.49
1.2	0.29	0.43	0.56	0.70	0.84	0.97	1.12	1.27	1.43	1.59
1.3	0.32	0.47	0.61	0.76	0.91	1.03	1.19	1.35	1.52	1.69
1.4	0.35	0.51	0.67	0.82	0.98	1.10	1.27	1.44	1.61	1.79
1.5	0.39	0.55	0.72	0.88	1.05	1.17	1.34	1.52	1.70	1.89

備考  
1 浸透樹（円筒）の設計水頭H及び施設直径Dは、次の表に掲げる部分をいう。

施設		円筒樹	
浸透面		側面及び底面	
模式図			
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m	
	施設規模	$0.2m \leq \text{直径} \leq 1m$	$1m < \text{直径} < \text{約} 10m$

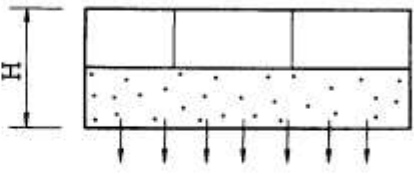
単位設計浸透量（透水性舗装）

（単位：m<sup>3</sup>/hr/m<sup>2</sup>）

設計水頭 H (m)	飽和透水係数 $2.0 \times 10^{-3}$ (cm/sec)
0.3	0.09
0.4	0.09
0.5	0.09
0.6	0.09
0.7	0.09
0.8	0.09
0.9	0.10
1.0	0.10
1.1	0.10
1.2	0.10
1.3	0.10
1.4	0.10
1.5	0.10

備考

- 1 透水性舗装の設計水頭Hは、次の表に掲げる部分をいう。

施 設		透 水 性 舗 装
浸 透 面		底 面
模 式 図		
算定式の 適用範囲 の目安	設計水頭	約1.5m
	施設規模	特になし

### 3. 雨水処理の計画

#### (1) 浸透施設

①浸透施設の構造は、下記のとおりとする。

ア 浸透施設は、開発区域内及び放流先の高さを十分に配慮すること。

イ 舗装部分に浸透柵を設置する場合は、グレーチング（細目タイプ）蓋を使用し、グレーチングが外れないよう鎖を設置すること。

なお、緑地部分に浸透柵を設置する場合は、落ち葉等が入り込まないようにコンクリート蓋とすること。

ウ 開発区域外へ雨水が流出しないように、出入口部分に側溝を布設する場合は、グレーチング（細目タイプ）蓋を設置すること。

また、側溝にサイレントゴム等を設置する等、騒音対策を実施すること。

②設計浸透量は、浸透施設の組合せ、規模及び数量に基づき、次の式により算定すること。

$$f_q = L \times Q_t + M \times Q_m$$

$f_q$ ：設計浸透量（ $m^3$ ）

$L$ ：浸透側溝及び浸透トレンチの長さ

$Q_t$ ：浸透側溝及び浸透トレンチの単位設計浸透量（ $m^3/h \cdot r/m$ ）

$M$ ：浸透柵の個数（個）

$Q_m$ ：浸透柵の単位設計浸透量（ $m^3/h \cdot r/個$ ）

③処理すべき雨水量と設計浸透量の確認

2.（1）で算定した処理すべき雨水量 $Q$ と3.（1）②で算定した設計浸透量 $f_q$ が次の式になることを確認すること。

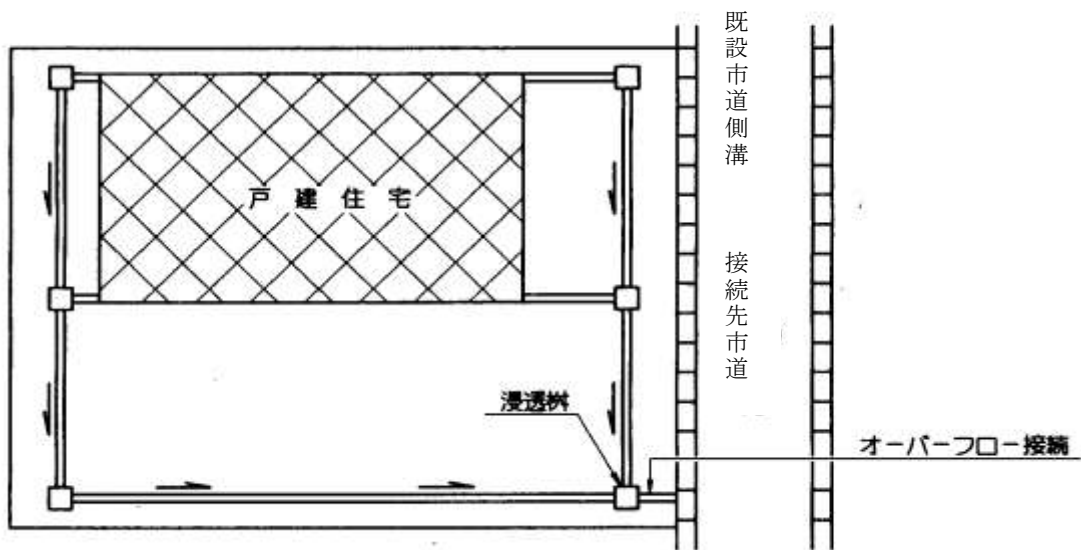
$$\text{処理すべき雨水量 } Q \text{ (} m^3/h \cdot r \text{)} \leq \text{設計浸透量 } f_q \text{ (} m^3/h \cdot r \text{)}$$

① 貯留施設との併用

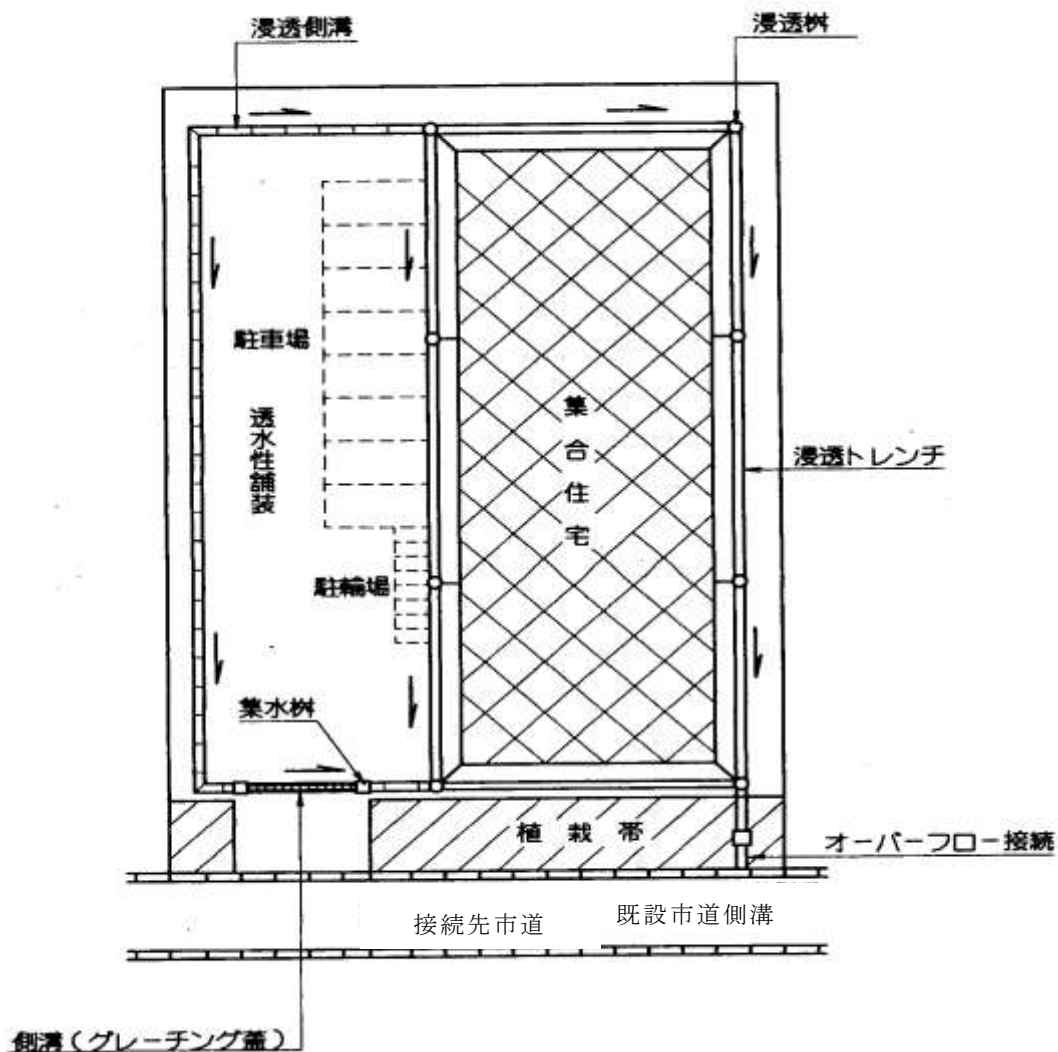
浸透施設のみで処理すべき雨水量を処理できない場合は、貯留施設と併用すること。

(浸透施設標準図)

雨水浸透施設配置図  
(戸建住宅の場合)



(集合住宅の場合)



## (2) 貯留施設

①貯留施設の構造は、下記のとおりとする。

- ア 必要容量を安全かつ確実に貯留できる構造とすること。
- イ 原則としてオープン構造とすること。
- ウ 自然流下を原則とし、維持管理が容易であるようにすること。
- エ 開発区域内の雨水は、原則として調整池に流入させること。
- オ 汚水、雑排水及び事業用排水は、流入しない構造とすること。
- カ 転落防止のため、フェンス等を設置すること。

②貯留施設については、次の式により算定すること。

なお、貯留施設の余裕高は300ミリメートル以上とすること。

$$V = A \times H$$

V : 貯留施設必要容量 (m<sup>3</sup>)

A : 貯留施設の面積 (m<sup>2</sup>)

H : 水深 (m)

③放流量は次の式により算定すること。

なお、貯留施設からの放流量は、1ヘクタールあたり最大0.05

(m<sup>3</sup>/秒)以下とし、放流先河川、水路の流下能力を検討し決定すること。

$$\begin{array}{l} \text{許容放流量} \leq \text{開発区域の面積} \times 0.05 \\ (\text{m}^3/\text{秒}) \qquad \qquad (\text{ha}) \qquad \qquad (\text{m}^3/\text{秒}) \end{array}$$

④貯留施設から河川、水路への放流断面（オリフィス）は、次の式により算定すること。

$$A = \frac{Q}{C \sqrt{2 g H}}$$

A : 放流断面積 (m<sup>2</sup>)

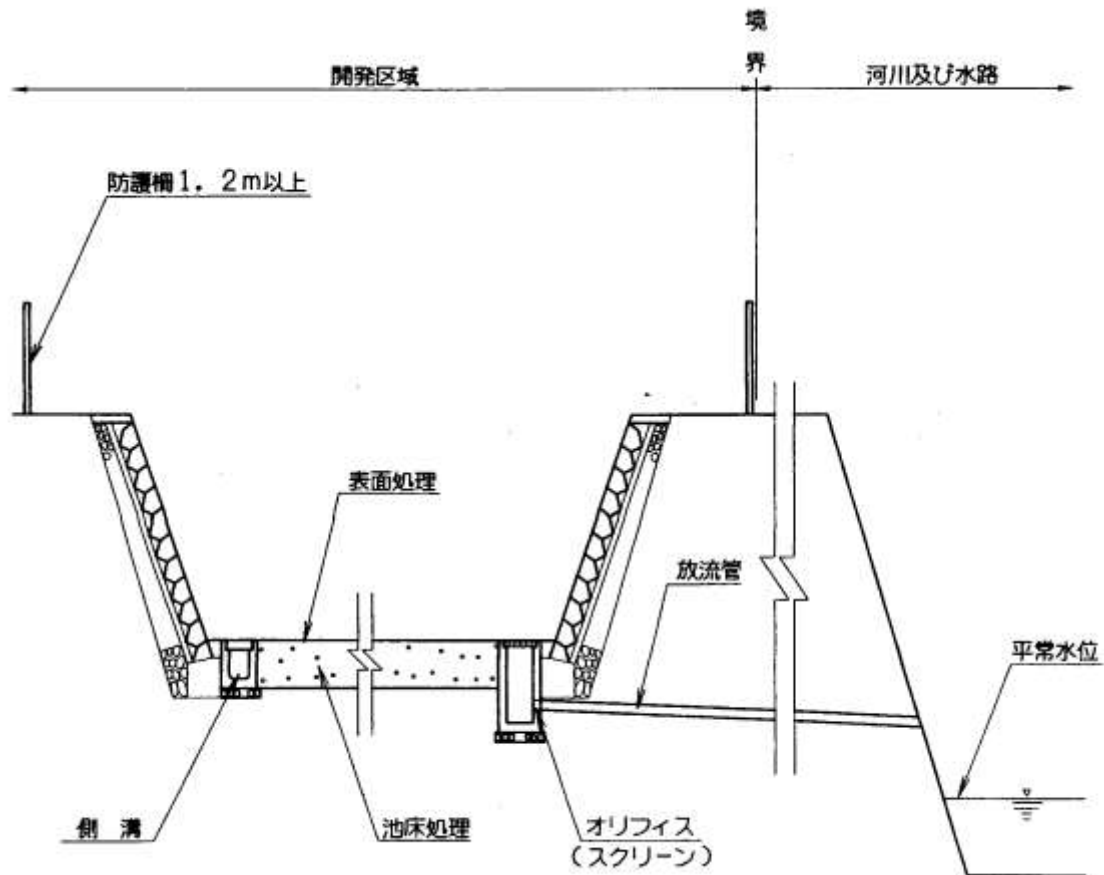
Q : 放流量 (m<sup>3</sup>/秒)

C : 流量係数 0.6

g : 重力加速度 9.8

H : 水深 (計画最高水位からオリフィス中心までの水深)

(貯留施設参考図)



備 考

- 1 貯留施設の周辺には、高さ1.2メートル以上の転落防護柵を設置すること。
- 2 オリフィスには、スクリーンを設置すること。

※なお、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合の貯留施設については、事前に河川管理者である埼玉県河川砂防課と協議し計画すること。